

第1号様式（第4条関係）

逗子市重点対策加速化事業費補助金交付申請書

年 月 日

逗子市長

(申請者¹) 郵便番号 _____
住所・所在地 _____
ふりがな _____
氏名・名称² _____
電話番号 _____

逗子市重点対策加速化事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請する補助金の種類と交付申請額

補助金の種類（□にチェックを入れてください。）		補助金申請額 ³
用途	<input type="checkbox"/> 家庭用 <input type="checkbox"/> 事業用	
所有形態	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> PPA・リース	
補助対象設備	<input type="checkbox"/> 自家消費型太陽光発電設備	千円
	<input type="checkbox"/> 蓄電池	千円
申請額合計		千円

2 事業期間（契約予定日から実績報告書の提出予定日までを記入してください。）

_____年 _____月 _____日 から _____年 _____月 _____日まで

3 事前着手の有無

事前着手の有無	<input type="checkbox"/> 有	・	<input type="checkbox"/> 無
---------	----------------------------	---	----------------------------

(有の場合)

逗子市重点対策加速化事業費補助金の申請に当たり、下記理由から事前着手したく、逗子市重点対策加速化事業費補助金交付要綱第4条第4項の規定により申し出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定額が交付申請額に達しなかった場合においても異議は申し立てません。

事前着手の理由	<input type="checkbox"/> 工期の都合により <input type="checkbox"/> その他理由 ()
着手予定年月日	

4 逗子市納税確認 (内容確認後チェックしてください。)

<input type="checkbox"/> 逗子市税に未納がないことを確認するため、逗子市が納付確認をすることに同意します。

5 本申請等に係る連絡調整先

(代理申請者の場合、本申請に関する担当者名を記入してください。)

担当者所属	<small>※法人の場合のみ記入してください。</small>	電話番号	
担当者氏名		E-Mail	

6 添付書類（チェックリスト）⁴

(1) 自家消費型太陽光発電設備・蓄電池

添付書類		自己所有		PPA・リース
		家庭用	事業用	家庭・事業用
1	<input type="checkbox"/> 交付申請書別紙（様式第1号別紙）	○	○	○
2	<input type="checkbox"/> 申請者の役員等氏名一覧表（様式第2号）	○	○	○
3	<input type="checkbox"/> 需要家の役員等氏名一覧表（様式第2号）	—	—	○
4	<input type="checkbox"/> 申請者の登記事項証明書の写し ⁵	—	○	○
5	<input type="checkbox"/> 事業者であることを証する書類の写し ⁶	—	○	—
6	<input type="checkbox"/> 設備容量等が分かる書類 （仕様書やカタログ等）	○	○	○
7	<input type="checkbox"/> 設置費用の根拠となる書類（見積書等）	○	○	○
8	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の配置予定図	○	○	○
9	<input type="checkbox"/> 直近1年分の月別電力消費量が分かる資料 （電気使用量の明細書等）	○	○	○
10	<input type="checkbox"/> 想定の日別発電量が分かる書類	○	○	○
11	<input type="checkbox"/> 法定耐用年数期間中、本補助金により形成した資産の財産処分を禁じることが分かる書類 （契約書・約款等）	—	—	○
12	<input type="checkbox"/> 補助金の充当によりサービス料金（リース料金）から補助相当額が減額されることが分かる書類（書式自由）	—	—	○
13	<input type="checkbox"/> その他（ ）			

7 主な交付要件の確認

次の交付要件すべて満たしていることをご確認（□にチェック）してください。

- 本件申請設備が国の他の補助金制度を利用していないこと（他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業ではないこと。）
- 固定価格買取制度 (FIT) の認定又は FIP (Feed in Premium) 制度の認定を取得しないこと。
また、太陽光発電設備等を設置導入し、稼働後も法定耐用年数を基準に一定期間を同制度の認定を所得しないこと。
- ソーラーカーポートではないこと。
- 建材一体型太陽光発電設備の場合は、太陽光発電設備に係る項目（設備・経費）を明確に切り分けた見積書を作成すること。
- 対象機器の導入後、発電した電力量のうち、家庭用は 30%以上を自家消費すること。
- 事業用は 50%以上自家消費すること。
（ただし、30%以上を自家消費した場合、50%に満たない残りの部分を売電等により神奈川県内で消費することも可能です。）
- 「要件 自家消費型太陽光発電設備（自己所有型（家庭用・事業用））または、「要件 自家消費型太陽光発電設備（PPA・リース型（家庭用・事業用）」のチェックリストの内容を遵守します。

8 その他留意事項

- 交付決定には通常 1 か月程度かかりますが、申請後に提出書類の修正が必要になった場合等、それ以上の期間を要する場合があります。申請にあたり、交付決定を待たずに事業を着手する場合、または申請から交付決定の間に事業着手を行う可能性がある場合は、必ず事前に本様式の「3 事前着手の有無」で事前着手の有無を「有」として提出してください。
- 事業完了後、実績報告書を当該年度の期日までに必ず提出してください。
- 事務局から、申請内容等について不備修正指示や追加資料提出の依頼があった場合には、申請者は速やかに対応してください。
- 申請内容に一部でも変更が生じた場合、交付決定通知前後にかかわらず、速やかに申し出をしてください。
- 交付決定後に、申請内容に変更が生じた場合には、変更等承認申請書を速やかに提出してください。
- 申請後、事業を中止する場合は、中止承認申請書を速やかに提出してください。

¹ 申請者とは、補助対象設備の所有者をいいます。

PPA・リース形態での申請の場合は、PPA・リース事業者が申請者となります。

² （ 法 人 の 場 合 ） 法人名、役職名及び代表職名を記入してください。

（店舗等を有する個人事業主の場合） 店舗名及び代表者名を記入してください。

（不動産業を営む個人事業主の場合） 個人名を記入してください。また、不動産業を営んでいることが分かる書類を提出してください。

³ 補助金申請額は千円未満切捨てとなります。

⁴ 提出する書類にチェックをしてください。

⁵ 申請者が法人の場合のみ提出してください。

⁶ 上記 5 が提出できない場合には、営業許可証又は確定申告に係る書類等の写しを提出してください。

第1号様式別紙（第4条関係）

逗子市重点対策加速化事業費補助金
交付申請書・別紙（事業計画）

申請者名¹ _____

基本情報

用途の別	家庭用 ・ 事業用
設置場所（住所）	逗子市 ※ 逗子市以降を記入してください。
所有形態	自己所有 ・ PPA・リース

(1) 自家消費型太陽光発電設備

	太陽光電池モジュール	パワーコンディショナー
メーカー名		
型式		
合計出力 ²		
	太陽電池モジュール公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方で計算します。	
補助対象経費(税抜) ³		円
補助金申請額 ⁴		円

¹ 逗子市重点対策加速化事業費補助金交付申請書（第1号様式）に記載の名称と同じ名称を記入してください。

² 小数点第1位まで記入してください（例：4.1kW）。

³ 稼働に必須ではないオプション機器（HEMS等）や任意保険料等、対象外の項目が含まれていないこと。

⁴ kW単位で小数点以下を切り捨てた出力合計と要綱に規定する交付金額を乗じた額を記入してください。

(2) 蓄電池

メーカー名	
型式（パッケージ番号） ⁵	
蓄電容量 ⁶ （A）	kWh
補助対象経費（税抜）（B）	円
蓄電池の価格/kWh（（B）/（A））	円
蓄電池の価格/kWh（（B）/（A））が、家庭用 14.1 万円/kWh、業務用 16.0 万円/kWh を超えていない場合は、（B）×1/3 が補助金申請額となります。 超えている場合、家庭用 14.1 万円×（A）×1/3、業務用 16.0 万円×（A）×1/3 が補助金申請額となります。	
補助金申請額（千円未満切り捨て）（B）×1/3	円

⁵ リチウムイオン電池等種類を記入してください。

⁶ 小数点第 1 位まで記入してください（例：9.8kWh）。

以下、事業用の場合のみ記載してください。

		需要家（申請事業者等）の情報
業種 ※1	大分類	
	中分類	
資本金		円
従業員数		人
部署名・役職		
担当者名		
担当部署の所在地		〒 -
電話番号		
メールアドレス		

(※1) 中小企業基本法及び日本標準産業分類上の分類を記載してください。

【以下、参考】

中小企業等

「中小企業等」とは、次のいずれかに該当する事業者のことを指します。

1 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者

※（参考）中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

2 次のいずれかに該当する者

ただし、1に規定する中小企業の要件に該当する者とする。

(1) 個人事業主（※個人事業者の場合は、青色申告を行っている者に限ります。）

(2) 学校法人

(3) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

(4) 医療法人

(5) 社会福祉法人

(6) 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体

3 1及び2に掲げる者に準じるものとして市長が適当と認める者